

自主防災組織とは

「自主防災組織」とは、災害に対してまちぐるみで力を発揮し、住民による組織的な防災活動を行うために結成される組織のことです。

自主防災組織の必要性

大きな災害が起こったら・・・

災害が発生したとき、市役所や消防署などの防災関係機関は全力をあげて防災活動を行います。しかし、大地震の発生など、発生の予測が困難で、しかも被害が広い範囲におよぶ災害の場合には、さまざまな悪条件が重なって、防災関係機関の活動は非常に困難になります。

大地震発生時に予想される事態

- ①広い範囲で電話が不通となり、防災関係機関への連絡が遅れる。
- ②地震直後から各地で同時多発的に火災が発生するため、消防力が分散される。
- ③道路や橋梁が被害を受けたり、家屋やブロック塀が倒れたりして、あちこちで道路が不通になり、消火、救援などの緊急車両の到着が遅れる。
- ④消火栓への水道管が破損し、消火活動に使えない。
- ⑤負傷者が続出し、病院に搬送・収容しきれない。

そんなとき自主防災組織の活動が重要です・・・

このような状況のとき、被害を最小限に押さえ、自分たちの生命と財産を守っていくためには、住民自らが、日常からの備えを含めて、災害発生の初期段階から継続的に適切な防災活動を行うことが重要といえます。

また、大災害に対処していくにあたって、住民が個々に行動していたのでは大きな力にはなりません。住民がある一定の地域ごとに集結し、組織的に活動することによって、被害の拡大防止に大きな効果が発揮できるといえます。

自主防災組織を通じたまちづくり

安全で住みよいまちづくり

現在の私たちの生活は、住民相互が深く干渉しあうことを避け、隣近所の連帯意識が希薄になっているといわれています。そのような状況の中で、地区の人々が連携して活動する場を設け、レクリエーション活動や集団活動を通じて、心の通い合う生活環境を実現するための「コミュニティ活動」が期待されています。

「自主防災組織」づくりもその一つです。区(自治会)単位で自主防災組織づくりをすすめることによって、災害に強いまちができてあがるとともに、住民自身が安心して住めるまちづくりにもつながります。

1) 自主防災組織をつくる

自主防災組織の規模

すでにあるコミュニティを活用しよう ！

泉南市では、全市を 33 地区に分けて区（自治会）が組織されています。区一つあたりの構成世帯は、平均で約 700 世帯となっています。区の組織を中心として地区住民の活動が行われていることから、これと同一の規模で自主防災組織を結成することがもっとも効率的であるといえます。しかし、大きな区では、組織として活動しやすいよう、地区を分割することを考えた方がよいこともあります。この場合、一つの組織が 200～300 世帯となるようにすると活動しやすいようです。

組織づくりにあたって

みんなで自発的に組織をつくろう ！

自主防災組織を結成するにあたっては、住民自らが組織を結成しようと動き出すことが最も重要です。

また、自主防災組織が活発に活動を行い、いつまでも組織を継続させていくためには、それぞれの区の実情に見合った組織づくりを進める必要があります。そのためには、地区を管轄する消防本部や消防団に相談し、指導を受けながら組織を組み立てて、地区内や周辺地域の各種防災関係機関と緊密に情報を交換し、協力していくことも重要です。

組織づくりの手順の例（区の組織を活用する場合）

- ① 自主防災組織の必要性を区に提案する。
- ↓
- ② 区の役員会で検討し、総会で決議する。
- ↓
- ③ 自主防災組織結成、活動開始。

組織の構成と役割

災害が発生した時に、すばやく効果的に防災活動を立ち上げるために、平常時から組織の活動内容を把握して、役割分担や協力関係を明らかにしておくことが重要です。

自主防災組織の構成例



組織を構成する際の注意点

- ① 組織の大きさや必要に応じて、副会長、副班長などの補助的な役員を決め、会長を補佐するために班長以上の役員からなる本部を置いて、活動がスムーズに行えるよう配慮します。
- ② 一つの区が大きく、自主防災組織が大規模な組織となる場合、本部の中に各活動班の連絡調整機関を設け、細分した地区ごとに活動班を置くなどして役割を分担すると、より実践的に活動できます。
- ③ たとえば河川やため池をかかえている地区では水防班、斜面の見られる地区ではがけ地の巡視班を設けるなど、地域の実情に応じて班編成を考える必要があります。
- ④ 日中は他の地域への通勤・通学者が多いなど、昼間と夜間で在宅者数やメンバーが大きく異なる場合は、組織の構成員が抜けていても最低限の機能が発揮できるように、バランスを見て役割分担を決めておく必要があります。

役割分担の例

班	平常時の活動	災害時の活動 (警戒宣言発令時を含む)
本部	①組織の総括及び渉外 ②組織（各班）の運営指導 ③防災会議の開催 ④防災計画、訓練計画の策定	①救助地区本部との連絡調整 ②各班の調整、指導
情報班	①防災知識の普及・高揚	①情報収集、伝達 ②災害（パニック）防止のための広報 ③公的情報の収集
消火班	①出火防止の指導・点検 ②消火体制の整備	①初期消火の実施 ②出火防止の広報
救出救護班	①救出・救護体制の整備	①救出・救護活動
避難誘導班	①避難計画の策定	①避難誘導 ②避難者の把握
避難所運営班	①避難所運営計画の策定 ②避難所指定箇所の維持管理	①避難所の自主的な運営 ②生活必需品の分配 ③情報収集・伝達
給食給水班	①救助物資等の配分計画の確立 ②非常食の家庭備蓄PR	①救助物資等の配分協力 ②炊き出し、給水
要支援者支援班	①要支援者の把握 ②地域の支援体制づくり	①要支援者の安否確認 ②救出・救護、避難誘導 ③避難所における環境の整備 ④在宅の要支援者への支援

役割分担する際の注意点

- ① 活動班員を選任する場合には、地区内に住む専門家や経験者（例えば、消防経験者は消火班、建設関係者は救出救護班など）を配置して、できるだけ班員の活動に実効性をもたせましょう。
- ② 役割分担するときには、地区の状況や班員の構成に応じて各班の活動量を検討し、特定の班や個人に役割が偏らないようにしましょう。
- ③ 活動班員が地区内の特定の地域に偏らないように注意して選任しましょう。

2) 防災リーダーを育てる

リーダー選びの重要性

災害などの非常事態が発生した場合、個人個人でバラバラな行動をすると、思わぬ二次災害を受け、被害を増大させてしまうことがあります。そのようなとき、住民の行動を統立し、的確な指示を出すことができるリーダーがいれば、被害を未然に防止し、拡大を最小限に抑えることができるでしょう。

自主防災組織を結成するにあたって、適任のリーダーを見つけられるかどうかは、組織として防災活動を行っていく上で大きな影響を及ぼします。組織を形成する第一段階として、防災リーダーを選任することは、重要な課題のひとつです。

リーダーに適した人材

自主防災組織は、住民の自主的な活動によって運営されています。組織の活動が活発になるかどうかは、リーダーの資質によって大きく変わってきます。

自主防災組織として適したリーダーとは、次のような人材といえるでしょう。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害や防災に関心を持ち、防災活動の経験も豊かであること。② どんな状態でも強い意志と行動力が発揮できること。③ 地区内での人望が厚いこと。④ 常に地区住民全体のために考え、決断できること。⑤ 多数派の意見を取りまとめつつ、少数意見にも耳を傾けられること。 |
|---|

リーダーを育てる

組織にとって防災リーダー選びは重要な位置を占めますが、リーダーを選定する場合にいろいろな問題が出てくることがあります。リーダーとなるべき人材の高齢化、防災リーダーと他の役職の重複、当番制で意欲に欠ける、短期間で交代するため活動の継続性が乏しい、知識や専門能力がないので適切な活動ができない、などがその例です。これらの問題を解決するために、次のような方法が考えられます。

- ① 地域内の危険性や防災活動に詳しい人、自主防災活動に理解のある人を見つけ出す。
- ② サブリーダーや専従の防災アシスタントを置き、形だけのリーダーへの依存度を低くして、代わりに防災活動に熱心な人を実質的なリーダーとする。
- ③ サブリーダーや専従の防災アシスタントなどを固定メンバーとし、一般の役員の交代とは別扱いにして、長期間の在任とする。
- ④ 地域内のさまざまな技能や専門知識の保有者を洗い出し、防災アシスタントとして活用する。

組織を構成する全員が、リーダーとともに活動していこうという姿勢を持ち続けること、そして、「自分たちがリーダーを育てる」という意識が何よりも大切です。

3) 自主防災組織の運営

規約をつくる

区（自治会）のひとつの組織として新たに防災部を設置するときは、今ある区の規約を一部改正することにより対応できます。しかし、区の中で新たに自主防災組織を設ける場合には、まず規約を定めて、必要事項や取り決めに明確にしておく必要があります。

規約には、組織結成の目的、事業の内容を明記するとともに、役員の選任、任期や任務、会議の開催、防災計画の作成要領、会費などの事項を盛り込みます。

自主防災組織の規約（市内の自主防災会の例）

〇 〇区防災会規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇区防災会（以下「本会」という）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、火災・地震・風水害その他の災害（以下「地震等」という。）による被害防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 防火防災に関する知識の普及啓発・啓発に関すること。
- （2） 地震等に対する災害予防に関すること。
- （3） 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等の応急対策に関すること。
- （4） 防災訓練の実施に関すること。
- （5） 防災資機材等の備蓄に関すること。
- （6） 他組織との連携に関すること。
- （7） その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇区内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監査役 2人

2 役員は会員の互選による。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

(会議)

第8条 本会に総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により、委任された事。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。

- (2) 防火・防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等に関すること。
- (5) その他必要な事項

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を得て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

この規約は、平成〇年〇月〇日から実施する。

防災組織の活動計画

自主防災組織が組織として活動していくためには、長期的な活動計画をたてる必要があります。

計画の策定にあたって、まずは「防災計画」をたて、組織が行うべき任務やその役割分担を取り決めます。その後に、組織としてどのような取り組みを行っていくか、具体的な「活動指針」をたてていくと活動が行いやすくなります。

防災計画の例（市内の自主防災会の例）

〇 〇区防災会防災計画

1 目的

この計画は、〇〇区防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって火災、地震、風水害等の災害による、人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の啓発に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火の防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出・救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食・給水に関すること。
- (9) 要支援者対策に関すること。
- (10) 災害危険の把握に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

本 部：自主防災会長、副会長、防災部長、各班長

班：〇情報班(情報の収集・伝達) 〇消火班(消火器等による初期消火)

〇救出・救護班(負傷者の救出・救護) 〇避難誘導班(住民の避難誘導)

〇給食・給水班(炊き出し等給食・給水) 〇要支援者支援班(要支援者への支援)

4 防災組織の編成及び任務分担

地域住民の防災意識を高めるため、次により防災意識の啓発を行う。

(1)啓発事項

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災等についての知識に関すること。
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- オ その他防災に関すること。

(2)啓発事項

- ア 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映画会等の開催
- ウ パネル等の展示

(3)実施時期

火災予防運動期間及び防災の日等、防災関係諸行事の行われる時期に合わせて実施する。

5 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1)訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2)個別訓練

個別訓練は、防災会が保有する個々の資機材の取り扱いについて行うものとする。

(3)個別訓練の種類

- ア 情報収集伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出、救護訓練
- オ 給食、給水訓練

(4)総合訓練

総合訓練は、2 つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(5)訓練実施計画

訓練の実施に関しては、その目的、実施要領等を明らかにした実施計画を作成する。

(6)訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日又は町内会等の行事にあわせて実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあっては、年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

6 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(1)情報の収集伝達

情報班員は、地域内の被害情報、防災関係機関、報道関係等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2)情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、携帯無線機、伝令等による

7 出火防止及び初期消火

(1)出火防止

大地震時においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点をおいて点検整備するよう呼びかけを行う。

ア 火気使用設備器具の点検整備及びその周辺の整理整頓状況

イ 石油類等の危険物品の保管状況

ウ 消火器等消火資機材の整備状況

エ その他建築物等の危険箇所の状況

(2)初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火できるようにするため、次の消火資機材を配備する。

ア 消火器、水バケツ、消火砂等

8 救出・救護

(1)救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出・救護活動を要する者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2)防災関係機関への出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

9 避難対策

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1)避難誘導の指示

市長の避難命令が出たとき、又は、地域において避難する必要を認めたときは、防災会長は避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

(2)避難誘導

避難誘導班員は、防災会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難地に誘導する。

(3)避難場所

避難場所は、〇〇集会場、△△公民館及び□□小学校とする。

10 給食・給水

避難地における給食・給水は、次により行う。

(1)給食の実施

給食・給水班は、市から配布された食料、地域内の家庭等から提供を受けた食料等の配布、炊き出し等により給食活動を行う。

(2)給水

給食・給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

1 1 要支援者対策

要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について検討し訓練等に反映させる。また、災害時に避難状況を把握するため要支援者台帳・マップ等を作成し対策を講じる。

1 2 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

1 3 防災資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1)防災資機材等管理運営規定

(2)定期点検

毎年3月末日を全資機材の点検日とする。

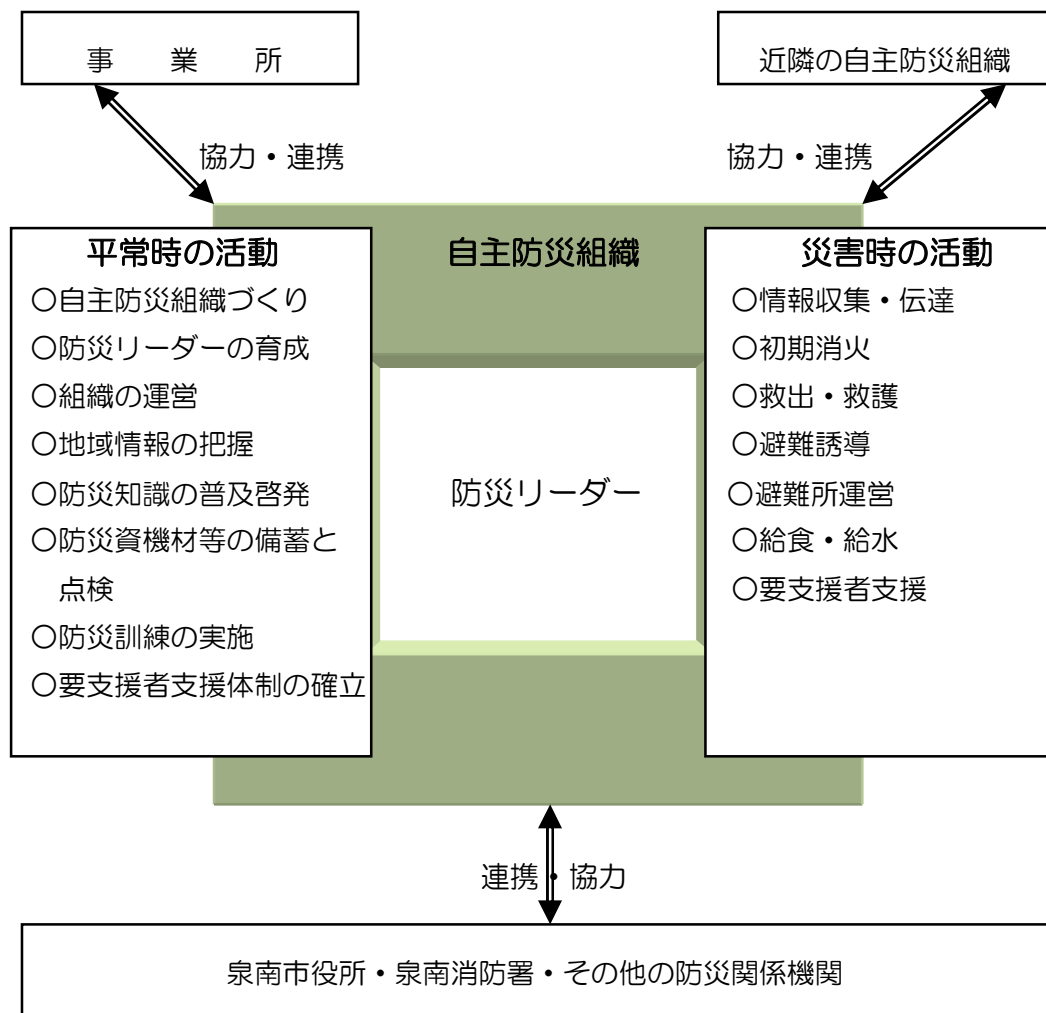
自主防災組織の期別活動指針の例

		時間経過	被害の状況等	自主防災組織の 主な活動内容	活動指針
時	平 常 時			○組織の充実 ○地域の状況把握 ○関連情報の提供 ○住民の意識啓発 ○防災訓練の実施 ○防災資機材等の整備	組織の充実、備えの充実を図り、災害時の対応能力を高める。
	災 害 時	災害発生	○災害の発生・家屋の倒壊・土砂災害 ○人的被害の発生 ○ライフラインの被害 ○交通マヒ ○避難開始	○情報収集・伝達 ○初期消火 ○負傷者等の救出救助 ○医療・救護活動 ○避難者の誘導 ○避難所の運営 ○給食・給水活動 ○要支援者への支援	↓ 近隣の安全を確保するための活動を率先して行う。
		数時間後			
		2～3日程度	○延焼の拡大 ○避難所の開設 ○ライフライン等の応急復旧作業開始	○正確な情報の収集と提供 ○避難所の管理運営～閉鎖 ○食料・飲料水等の支給 ○要支援者への支援	
		1週間程度	○火災の鎮火 ○災害の沈静化 ○ライフライン等の一部復旧～全面復旧	○長期避難対策の実施 ○各種機能の回復作業 ○応急仮設住宅の供給	↓ 地域の被災者の自立を支援するための活動を組織的に行う
	復旧期		原則として災害発生の日から20日以内に着工		

他の組織との連携

自主防災組織以外にも、事業所の自衛消防隊など、地区内に勤務する人たちが中心となって防災活動を行う組織が結成されている場合があります。このような防災組織と自主防災組織が協力関係を結び、防災に取り組むことは、大変効果的なことです。また、市の防災関係部署や消防本部、近隣の自主防災組織などとも緊密に情報を交換し、連携して行動することも重要です。

特に、組織的に活動できる人が少ない平日の昼間に災害が発生した場合などに、地域が一体となって災害に対処できるよう、日頃から情報を交換し合い、助け合うことが重要です。合同で防災訓練を行うなど、密接な関係の構築が望まれます。



自主防災組織と他の防災組織との協調

平常時の活動

災害が発生したときに、自主防災組織の活動を安全かつ効果的に実行していくためには、日常から、組織の構成員一人ひとりが災害や防災に関して正しい知識や技能を習得し、万全の備えを行っておくことが重要です。

平常時から、自主防災組織を中心として、地域全体で取り組めるような防災訓練や防災に関する啓発の機会を多く設けるようにしましょう。

1) 地域情報の把握

自主防災組織の現状把握

自主防災組織では、「組織内にどのような人がいるのか」「特に介護を必要とする人はどこに何人いるのか」「災害時に活用できる人はいるのか」などを把握しておく必要があります。これらの情報は、台帳で整備しておく、いざというときに役立ちます。

①自主防災組織台帳

組織の世帯数、役員、防災訓練・座談会・講演会等の実施状況や災害危険箇所、避難場所および防災資機材の保有状況など、自主防災組織の概要を年次ごとに記録しておくものです。

②世帯台帳（防災用）

各世帯ごとに、構成員の属性や居場所について記入する台帳です。この台帳は避難所での人員確認やケガ人が出た場合の血液型の確認などに活用します。

③人材台帳

災害時の応急救護や救出救助に活用できる資格・技能をもった人材をまとめておく台帳です。

④避難行動要支援者名簿

市では、災害時に他者の支援がなければ避難できない方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、その中から本人の同意を得た方の名簿を区や自主防災組織等の地域の支援団体に提供を行います。

この名簿は、プライバシーに関わる情報であるため、保管方法については、十分にご注意下さい。

防災マップをつくる

自分たちが住んでいる地区の避難場所や災害危険箇所などをすべての住民が認知していることは、災害発生時に的確な行動をとるために重要です。災害が発生した時に必要となる情報をあらかじめ想定し、取りまとめて「防災マップ」を作成しましょう。

防災マップに掲載する内容（例）

<防災施設>

- 指定避難所 ○一時避難場所
- 広域避難地 ○防災倉庫
- 公衆電話 ○消火栓
- 街頭消火器 ○貯水槽
- 飲用井戸
- 消防署など防災関係機関

<危険物・箇所>

- がけ崩れの危険箇所 ○地すべりの危険区域
- 土砂災害の危険箇所 ○氾濫の危険箇所
- 工場・倉庫・ガソリンスタンドなどの危険物取扱施設
- 自動販売機・ブロック塀・石塀（倒壊の危険性）
- ビル街のガラス窓
- 屋外広告など落下物危険箇所

2) 防災知識の普及啓発

防災広報誌などを発行する

過去に発生した災害の記録や防災知識に関する情報を「広報せんなん」に掲載し、独自にチラシ・パンフレットなどを作成して、各戸に配布しましょう。

防災講演会の開催や参加を呼びかける

自主防災組織独自に防災に関する講演会を開催し、地区のお年寄りから災害の体験談を聞く機会を設けることにより、防災に対する意識や理解を深めましょう。また、市や消防機関などが開催する防災講演会に参加するよう呼びかけましょう。

防災知識の普及・啓発活動のポイント

- ①防災に関する知識の普及・啓発は単発的、一時的ではなく、何度も繰り返して行うことが重要です。
- ②一般的な防災知識以外にも、地区独特の問題を周知し、個々の認識を高めることが大切です。（地区内の災害危険箇所の把握、消防水利の位置確認など）
- ③役割分担や活動内容について十分に周知することにより、災害に対する協力体制を組み立てましょう。

火気使用設備器具などの点検と出火防止

大きな災害が発生した場合、被害発生や拡大の要因となるものは、日常から十分点検し、取り扱いについて十分周知しておく必要があります。

自主防災組織としては、次のような点に注意しましょう。

出火防止への取り組み（例）

- ①火災予防運動などの機会に便乗して、防災意識の向上に努めましょう。
- ②日常から消火資機材などを点検しておきましょう。
- ③災害時にも使用可能な消防水利の位置を把握しておきましょう。
- ④火を使う設備器具（ガスコンロ、ストーブなど）について、自主防災組織として「点検の日」を設定し、各家庭で一斉に点検するよう呼びかけましょう。
- ⑤可燃性の危険物（石油、食用油、各種スプレーなど）は地震のゆれによって漏れだし、火災の発生や拡大の要因となることがあります。住民が所有する危険物の管理状況を点検し、安全に保管するよう呼びかけましょう。

3) 防災資機材等の備蓄と点検

災害が発生したとき、自主防災組織が十分に機能を発揮するために、平常時からそれぞれの役割に必要な資機材を準備しておく必要があります。

役割ごとに準備しておくべき資機材は次のようなものですが、地区の状況や組織の編成などからみて、どのような資機材を配備しておくのが効果的か、組織内で十分検討する必要があります。

自主防災組織で装備すべき資機材の例

情 報 連 絡 用		電池メガホン、トランシーバー トランジスターラジオ
初 期 消 火 用		消火器、バケツ、砂袋 可搬式動力ポンプ、消火栓用ホース 防火衣、ヘルメット、とび口
水 防 用		救命ボート、救命胴衣、防雨シート シャベル、つるはし、スコップ、ロープ かけや、くい、土のう袋
救 出 用		バール、はしご、のこぎり、スコップ なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ チェーンソー、エンジンカッター チェーンブロック、ヘルメット
救 護 用		担架、救急セット、テント、簡易トイレ 毛布、シート
避 難 用		強力ライト、標旗、ロープ、メガホン 警笛
給 食 給 水 用		釜、鍋、こんろ、給水タンク ろ水機、ガスボンベ
そ の 他		資機材保管庫、リヤカー、発電機 照明機、ビニールシート

※資機材はいつでも確実に利用できるように、「点検の日」を決めて、定期的・計画的に整備・点検を行っておきましょう。

4) 防災訓練を行う

災害が発生しても、それに柔軟に対応していくためには、日頃から活動指針に基づいて防災訓練を行い、非常時の活動の要領を習得しておく必要があります。また、住民各自が災害発生を想定した行動を考え、実際に動いてみるのも効果的です。

災害が発生したとき、各自がもっている知識が確実に実行に移せるかどうかは分かりません。繰り返し防災訓練を行うことによって実践的な行動を身につけましょう。

訓練の種類

訓練時間、場所、参加者などの条件により、訓練内容が区分されます。

訓練区分		内容
部分訓練		いざというときに動力ポンプ、消火器、ろ水器、無線通信機器、担架、組立水槽等の防災資機材が有効に使えるように、これら資機材の知識と使用方法に関する訓練。
個別訓練	情報連絡訓練	〔情報収集訓練〕 地域内の被災状況、災害危険箇所の巡視結果及び避難の状況等の情報を正確かつ迅速に収集する。 〔情報収集訓練〕 防災関係機関の指示等を正確かつ迅速に地域内の住民に伝達する。なお、情報の収集、伝達手段として無線を活用する場合は、混信を起こさないよう指揮者（班長）の通信統制に従う無線機の運用訓練に習熟する。
	消火訓練	木材やオイルパン等を使用して燃焼実験をし、消火器、バケツ、可搬式動力ポンプ等により消火するほか消火資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。 なお、火災危険から身を守る方法等にも留意する。
	避難訓練	各個人としては避難時の携行品チェック、服装、懐中電灯、ロープ等の装備について見直す。 自主防災組織としては避難誘導班を中心として組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた避難地まで迅速かつ安全に避難できるようにする。
	救出救護訓練	倒壊した家屋に閉じ込められた人の救出要領や、はしご、ロープ、エンジンカッター等の救出用資機材の使用 방법에習熟する。 負傷者等の応急手当の方法、救護所への連絡、搬送の方法等について習熟する。

個別訓練	給食給水訓練	炊き出し、ろ水器の使用等限られた資機材を有効に活用して食料や水を確保する方法、技術に習熟する。なお、食糧を各人に効率よく配給する方法等についても留意する。
	総合訓練	個別訓練によって習得した知識・技術を総合して、組織の各班がそれぞれ適切効果的に有機的な防災活動を行えるよう実施する。
	体験イベント型訓練	防災と直接関係しないイベント等において、災害時に役立つ基礎知識の習熟や災害疑似体験といったプログラムを取り入れることによって、防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行う。
	図上訓練	災害図上訓練を、ボランティア団体等と共同実施し、実際の災害活動にそなえるために行う。

防災訓練のポイント

- ①知識や技術を正しく習得するために、また、危険防止のためにも消防機関や防災関係者の指導を受けましょう。
- ②部分訓練は短い時間、狭い場所、少ない人数でも実施できます。実施しやすい訓練を頻度に行い、年に数回個別訓練、総合訓練を実施することによって、組織として連携を図っていくことが効果的です。
- ③被災状況を具体的に想定し、実践的な応用力を養いましょう。
- ④訓練終了後には必ず反省会を行い、今後に向けて必要な改善を行いましょう。
- ⑤市あるいは消防機関が主催する総合防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ⑥住民が寄り集まる機会を利用して、短い時間でも防災訓練を行いましょう。
- ⑦訓練実施にあたっては、事故防止など安全管理に十分注意しましょう。
- ⑧地区内の事業所など自衛消防隊、近接する自主防災組織とも共同して防災訓練を計画しましょう。
- ⑨中学生や高校生、大学生、単身生活者など、日頃あまり近所付き合いがない人たちも、いざというときには大きな力となります。このような人たちにも参加してもらえるような日時、広報、訓練内容を検討しましょう。

訓練実施計画例

①個別訓練計画

訓 練 計 画 書			
〇〇区自主防災会			
目 的	1 各種消火器の性能についての知識や取扱要項の習得 2 バケツのリレー等による消火訓練		
訓練種別	消火訓練	日 時	月 日 午前 午前 時 分から 時 分まで 午後 午後
場 所	〇〇公園広場		
指 導 者	〇〇消防署員 〇名 △△消防分団員 〇名		
参 加 者	消火班員ほか全員 〇名		
実 施 要 項	想定	天ぷらなべを火にかけたまま、地震であわてて外へ飛び出したため 天ぷらなべから火がでて燃え上がり付近に広がる恐れがある。	
	内容	1 化学泡消火器、粉末消火器の性能についての知識及び取扱要領を 〇〇消防本部の指導で行う。 2 実際の消火を、下図のようにオイルパンや古材を置き、指導者の合 図により交代して行う。	
備 考	参加者は、できるだけ活動しやすい服装をしてくること。		

<消火器取扱い訓練>

◎ ○ =====▶

◎ ○

◎ ○

□

□

□

□オイルパン

○消火器

◎訓練実施者

<バケツリレー訓練>

←○←○←○←○←○

◎ ◎ ◎ ◎ ◎

●→●→●→●→●→

水
そ
う

古
材
木

●水の入っているバケツ

○空バケツ

◎訓練実施者

- 23 -

②総合訓練計画

訓 練 計 画 書						〇〇区自主防災会	
目 的	各班毎に実施してきた個別訓練を、総合的に実施し、大地震時等における連絡、通報、消火、避難等の行動を迅速、確実かつ統制のもとに推進するとともに、防火思想の普及を図る。						
訓練種別	総合訓練	訓 練 日 時	月 日 午前 午後 時 分から 午前 午後 時 分まで	訓 練 場 所	〇〇児童公園		
本 部	会 長 〇〇 〇〇 副会長 〇〇 〇〇 役 員 〇〇 〇〇		指導者	〇〇消防署員 △△消防分団員 〇〇市役所 〇〇防災関係機関			
参 加 者	1 自主防災会の各班全員 2 その他全員参加するように努めること。						
実 施 要 項	想 定	災 害 発 生 及 び拡大危険	震度〇の地震が発生、町内の数ヶ所から火災が発生した。 また、ブロック塀等の倒壊もあり、負傷者多数ある模様。				
		気 象	風向 風速 湿度等				
		合 図	出火付近場所は発煙筒で標示する。延焼範囲は赤旗で示す。 安全や避難経路図、その他は本部前に掲示する。				
	想 定 内 容	各 戸 訓 練	地震と同時に、各戸では、ガスの元栓を閉める等、火の始末をする。 また、丈夫な家具等に身をよせる。				
		情 報 連 絡 訓 練	〇〇他2名が火災を発見。119番通報するとともに、火災発生を本部に報告した後、メガホンで人々に知らせる。				
			町内の被害状況及び対応の状況を本部に報告する。 事前の編成に基づき、防災活動を行うように広報する。 消防署、市役所などの行政機関からの情報や指示を人々に伝える。				
			消 火 訓 練	各々バケツをもって集合し、バケツリレー消火にあたる。 家庭や町内に備えている消火器等を持ち寄り協力して消火にあたる。			
	項 容	救 出 救 護 訓 練	塀等の下敷きになっている人を救出する。 救護所を開設する。 負傷者を種別、程度別に分け、応急手当を実施した後病院へ搬送する。				

		避難誘導訓練	標旗等により、経路図に従い、避難所に誘導する。 寝たきりのお年寄り、身体の不自由な人などの歩行不能者を担架等により避難させる。 避難終了後、人員点呼し確認するとともに、避難者の管理にあたる。
		給食給水訓練	なべ、こんろ、米等を持ち寄り炊飯する。 部（班）ごとに配分する。
	記録	本部役員は、別に準備する用紙に火災発見、救急事故発生、通報、救出完了、放水開始、鎮火等の時間、行動の適否等を記録する。	
	講評	訓練終了後、公園内で会長等の講評を行う。	
	備考	消防署、市役所等と協議して最寄りの警察署等に届出をする。	

地域の特性に応じた訓練の実施

津波や山崖崩れの危険地域か、住宅密集地で炎症火災の危険地域かなど、その地域の特性を考えた訓練を実施しましょう。

海岸に隣接した地域	津波を想定した訓練、海水浴客も加えた訓練
急傾斜地に隣接した地域	山崖崩れを想定した訓練
住宅密集地	延焼火災を想定した訓練、シナリオのない訓練

事故防止

○危険を伴う訓練には専門家の指導を

消火訓練や救出・救助訓練は消防署員など専門家の指導を受けましょう。

○事前に十分な説明を

訓練を始める前には、必ず事故防止について参加者に注意しましょう。

訓練で使用する資機材については、操作方法・危険性などについて事前に十分説明しましょう。

○訓練中に事故が発生した場合は適切な措置を

訓練中、整理・整頓に気をつけましょう。

訓練中には事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合はケガ人の救護を最優先するなど、適切な措置をしましょう。

5) 要支援者支援のための取り組み

要支援者とは

お年寄りや乳幼児、妊産婦、障害者、傷病者、外国人など、災害が発生した場合に、情報把握、避難、生活の確保などの点において弱い立場に立たざるを得ない方々を「要支援者」といいます。

地区に住むすべての人々が安心、安全に暮らせるまちをめざして、自主防災組織を中心に住民が協力しあえる環境をつくり、要支援者に積極的な支援を行いましょう。

要支援者支援のための活動

要支援者とのつきあい

災害が発生した場合に、要支援者を適切に避難させるには、日頃から親しく交流を持ち、個人個人の状況を理解しておく必要があります。

避難経路での障害物の有無や、車椅子での通行の可否など、障害等のない方では気づきにくい点をいっしょに確認し、家具転倒防止策の手助けなどを通じて、日常からコミュニケーションを図っておきましょう。

地区内での支援体制づくり

災害が発生した場合の救出・救援や情報の伝達、避難誘導、避難所での身の回りの世話などについて、要支援者の個々に応じた支援方法を平常時の活動の中であらかじめ具体的に決めておきましょう。

避難誘導・避難所での支援

災害が発生した場合、まずは要支援者の安否確認を行い、場合によっては集団避難に向けた協力体制が必要になります。

避難所生活においては、要支援者が安心して生活できる居住スペースを確保し、安全な移動経路や介護スペースの確保、支援物資の優先配布、要支援者に必要な生活・医療・福祉情報を提供するなど、細やかな心配りが必要です。

支援するときの注意点

- ①常に相手の立場に立ち、相手を尊重して接しましょう。
- ②話しかけたり、相談したり、相手の問いかけに耳を傾けましょう。
- ③支援を通じて知りえた秘密は厳守しなければなりません。
- ④支援に最も必要な信頼関係は、継続することから生まれます。
- ⑤支援を受ける人の行動や領域を尊重し、プライバシーを保護することも重要な仕事です。

要支援者の皆さんには、どんな訓練が・・・

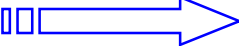
大規模地震が発生した際には、障害のお持ちの皆さんの中には避難場所まで避難できないと感じている人が多いようです。移動に不自由が伴う皆さんにとって、災害時の移動には計り知れない困難が伴うものと推測されます。

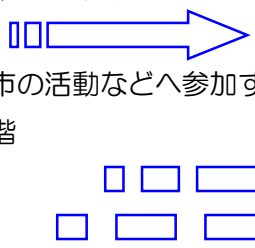
近隣の協力体制を充実させ、「避難できない」といった不安感を解消することが大切です。

それには、地域にお住まいの皆さんや医療救護・福祉ボランティア団体等に参加・協力をもとめ、社会福祉協議会などにも依頼するなどし、障害のない方と、避難経路を実際に歩き、詳しい周囲の状況や道路状況を直接歩きながら伝えてもらい、危険箇所を発見することなどが、要支援者の皆さんには、必要ではないでしょうか。

また、安全に避難するためには、どの程度の時間が必要なのか確認しましょう。

6) 平常時の活動内容のまとめ

	第1ステップ  市の活動などへ参加する段階	第2ステップ 独自の活動を始める段階	第3ステップ 自主的な活動を活発化する段階
本部 または 全体	○災害時の各班の役割の決定 ○総合防災訓練（市主催）への参加 ○講演会等（市主催）への参加 ○防災資機材の備蓄（市の貸与資機材による）	○運営会議の開催 ○活動計画の策定等 ○各班相互の連絡調整 ○自主的な防災訓練の計画及び実施 ○学習会、講演会の主催 ○防災資機材の充実（自主的な整備による）	○個別防災訓練の計画及び実施に関わる調整等 ○他の組織との連携強化 ○防災イベントの開催
情報連絡班	○防災知識の普及啓発（市作成のパンフレット等による） ・地震の知識等 ・家庭の安全対策 ・避難場所、避難所や避難経路、避難の心得等 ・自主防災組織の役割等	○人口、危険物・危険箇所、防災施設等の調査 ○防災マップ、防災台帳の作成 ○情報収集、伝達用資機材の整備点検と操作方法の習得	○情報収集・伝達訓練の実施 ○広報誌等の発行
初期消火班		○訓練や研修による消火知識、技術の習得と住民への啓発 ○初期消火用資機材の整備点検と操作方法の習得	○初期消火訓練の実施 ○事業所等との協力関係の構築

	第 1 ステップ  市の活動などへ参加する段階	第 2 ステップ 独自の活動を始める段階	第 3 ステップ 自主的な活動を活発化する段階
救出・救護班		○訓練や研修による救出・救護に関する知識や技術の習得と住民への啓発 ○救出・救護用資機材の整備点検と操作方法の習得	○救出・救護訓練の実施 ○医療機関、事務所等との協力体制の構築
避難誘導班		○避難誘導用資機材の整備点検と操作方法の習得	○避難誘導訓練の実施
避難所運営班		○避難所運営方法の習得 ○避難所運営用資機材の整備点検と操作方法の習得	○避難所運営訓練の実施
給食・給水班		○給食・給水用資機材の整備点検と操作方法の習得	○炊き出し等の給食・給水訓練の実施 ○住民や事業所等との協力関係の構築
要支援者支援班		○要支援者の情報把握	○要支援者への支援方法の確立 ○要支援者支援訓練の実施

災害時の活動

1) 情報収集・伝達活動

大規模な災害が発生する可能性がある場合や現に災害が発生した場合などに、的確な予防、応急対策を実施するためには、正確な情報の収集や伝達が非常に重要です。

災害が発生した場合には、うわさなどにより混乱が生じ、二次的な被害を出すおそれもあることから、平常時から市や消防機関と自主防災組織の間で情報が正確かつ迅速にやりとりできるシステムを考えておく必要があります。

災害に関する情報の例

<地震の場合>

- ①被害状況
(災害の発生ならびに建物、道路、橋梁および
がけ地等の被害状況)
- ②津波予報および警報
- ③電気、ガス、水道、電話等の被害状況および
復旧見通し
- ④避難指示等、救援活動の進行状況
- ⑤給水、給食、生活必需品の配給、衛生上の注意
など

<風水害の場合>

- ①気象注意報
(大雨、強風、風雪、高潮、洪水、注意報など)
- ②気象警報
(暴風雨、大雨、高潮、洪水警報など)
- ③被害の状況
(住宅の浸水、がけ崩れ等の被害状況)
- ④避難指示等

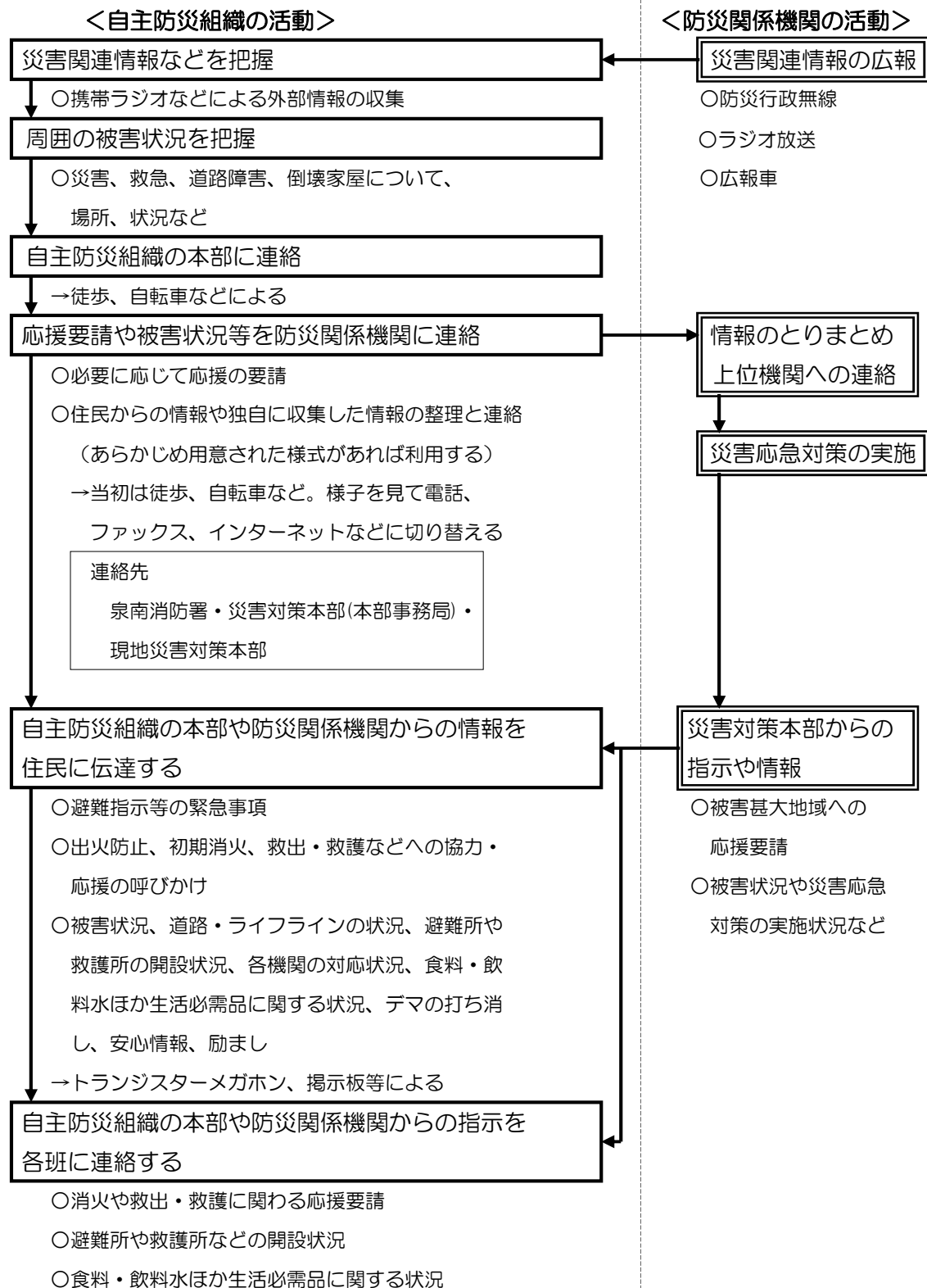
情報班の活動

地区のきめ細かい情報を収集し伝達するルートとして、自主防災組織の中の情報班が果たす役割は重要です。このため、情報班は、伝達・収集の各担当者を中心として、次のような活動を行います。

- ①災害が発生しそうなとき、または発生したら、いち早く地区内の被害状況および必要な情報を収集し、自主防災組織の担当責任者へ通報します。
- ②情報班の担当責任者は、班員や住民からの通報を整理し、防災関係機関へ報告するとともに、各対策班の集結、避難命令の伝達など適切な指示を行います。
- ③災害が発生し、大がかりな人命救助が必要な場合、緊急で防災関係機関に通報します。平常時から、伝言の派遣など、電話が不通の時の通報方法について決めておきます。このとき、通報場所や方法についても防災関係機関と協議しておく必要があります。

— 情報収集活動の要領は「資料編」91ページをご参照ください —

情報収集・伝達活動の流れ



2) 出火防止、初期消火活動

出火防止の呼びかけ

大きな地震が発生したときなどには、火災の発生を防ぐため、近隣所で声をかけあって出火防止に努めましょう。

- ①使用しているガス器具、石油ストーブ、電気ストーブなどは、すぐに消火する。
- ②ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜き、ブレーカーを落とす。

初期消火の重要性

大地震が発生したときには、家屋が倒壊して消防車や救急車などの緊急車両が通行できなくなったり、火災が同時に多発したり、消火栓が使用不能になったりして、消防機関の活動は通常の火災のときよりも大幅に制限されます。

地区内で火災が発生した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火活動にあたるのが、被害を最小限にとどめるためきわめて重要になります。

消火班の活動

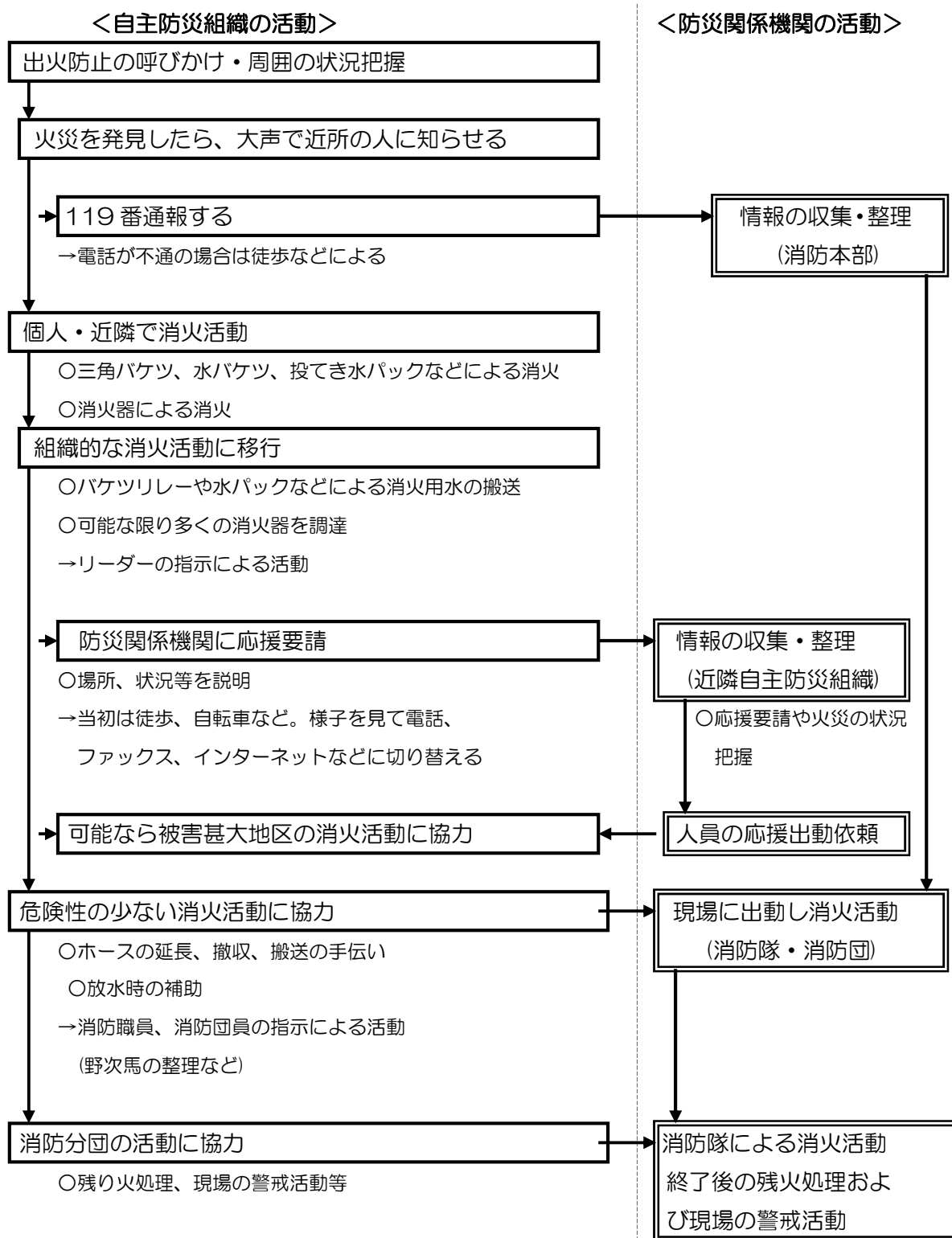
- ①大地震が発生した場合、消火班員は、自宅の出火防止措置と家族の安全を確保したうえで、できるだけ早く消防ポンプの格納庫に集まります。
- ②地区内で火災が発生しているという通報があった場合は、最低限必要な班員がそろいしだい出動し、近隣の住民の応援を得ながら消火活動にあたります。
- ③放水は原則として屋外で行い、建物内には立ち入らないようにします。
- ④火の手が大きくなり、組織の消火器具では対応が困難となった場合には、活動を中断し、消防機関の到着を待ちます。また、できる範囲で延焼防止策を講じます。いずれにしても無理は禁物です。
- ⑤消防機関が到着したら、その指示に従い協力して消火活動にあたります。

関係機関との協調

どの程度の火災までを初期消火活動で対応するのか、消防機関や事業所の自衛消防隊とどのように協力していくのかは、地区のおかれている状況により異なるので、平常時から消防機関などの関係者と繰り返し協議し、講習をうけておくことが必要です。

— 初期消火活動の要領は「資料編」53～55ページをご参照ください —

出火防止、初期消火活動の流れ



3) 救出・救護活動

大規模な災害が発生した場合、出勤した緊急車両も思わぬアクシデントに巻き込まれて思うように動けなくなる可能性があります。このようなとき、救出・救護班を中心に、自分たちの地区で出た生き埋め者や負傷者を、自分たちの手で救出・救護する必要があります。

救出・救護班の活動

救出活動における注意点

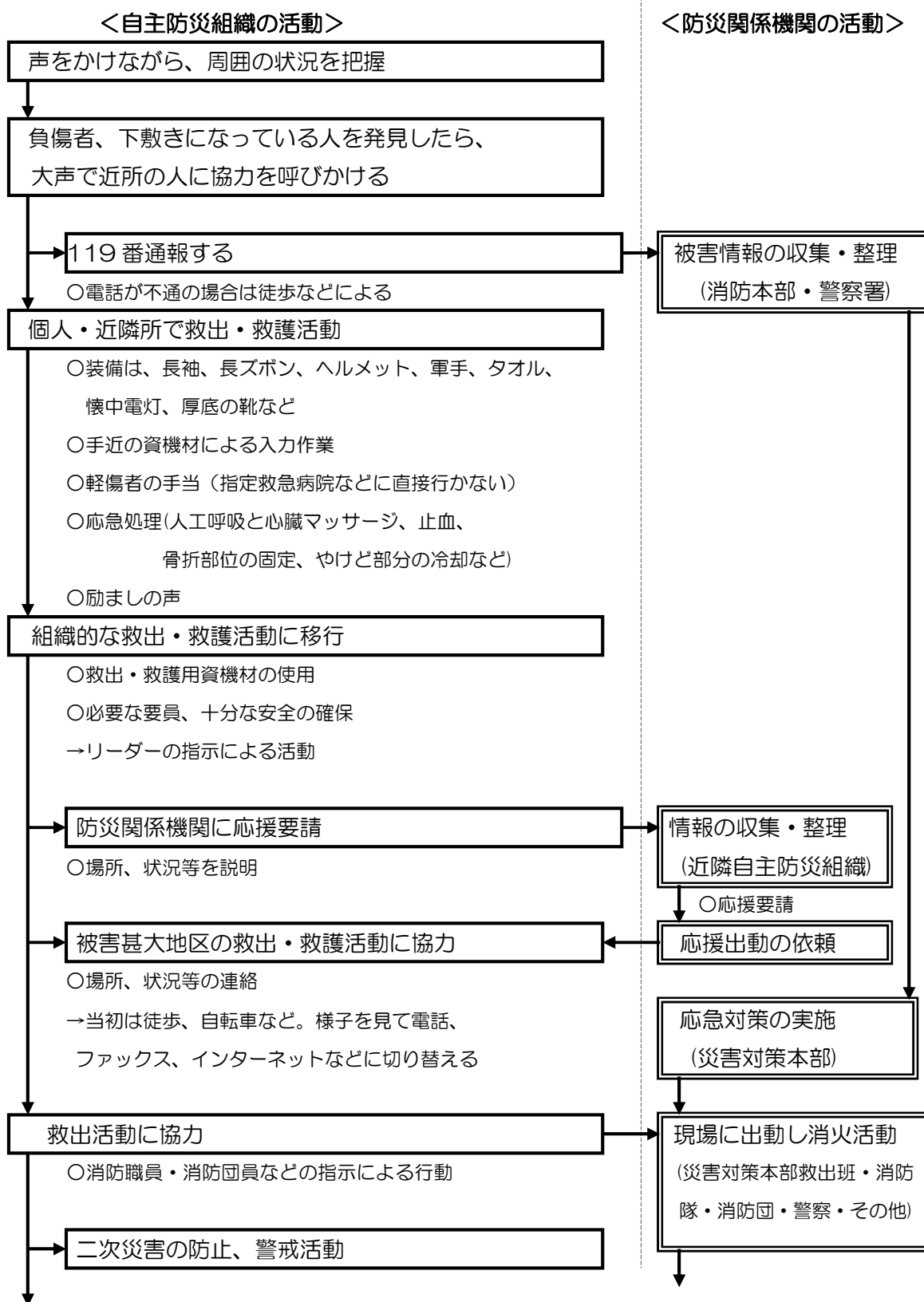
- ①大がかりな救出作業が必要な場合には、近隣の人たちの応援を受けながら、資機材を有効に活用して救出活動を行います。
- ②状況を見極めて、二次災害の発生防止に努めます。
- ③倒壊物の下敷きになった人を救出する場合、同時に火災が発生しているときには、消火班とも連携して火災を制圧しつつ、救出活動にあたります。
- ④消防機関などの専門家が到着すれば、その指示に従い協力します。

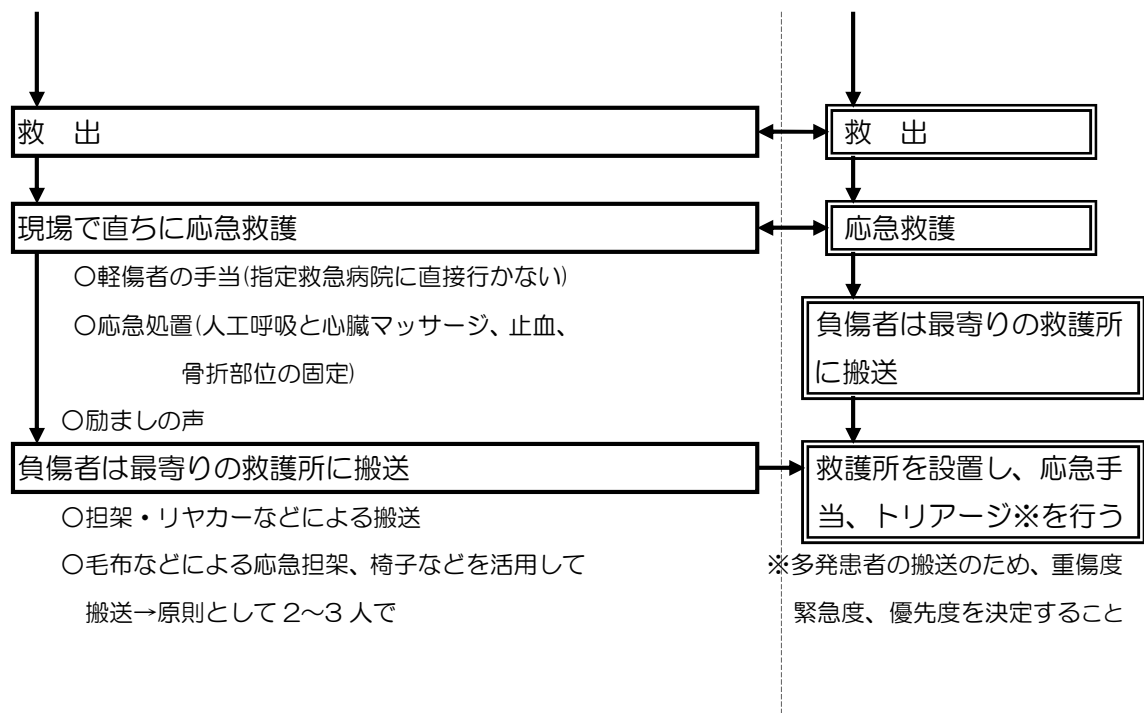
救護活動における注意点

- ①日頃から、市や消防機関、日赤などが主催する救護活動の講習会に参加し、応急手当用資機材の使用法、負傷者の応急手当の方法などの救護要領について習熟しておきます。
- ②地区内で負傷者が出た場合、できる範囲で応急手当を行い、自主防災組織では対応しきれない重傷者などだけを選別して、救護所、医療機関へ搬送します。

— 救出・救護活動の要領は「資料編」56～89ページをご参照ください —

救出・救護活動の流れ





4) 避難誘導活動

大規模な災害が発生した場合や甚大な被害が発生するおそれがある場合、市長は、危険区域の住民に対し、必要に応じて高齢者等避難または避難指示をおこなうことになっています。

しかし、災害の種類によっては、避難指示等が出たとしても住民への伝達が困難となる事態も予想されます。危険が迫ったとき、危険を感じたときには、自主防災組織として自主的に判断して避難することが必要な場合もあります。

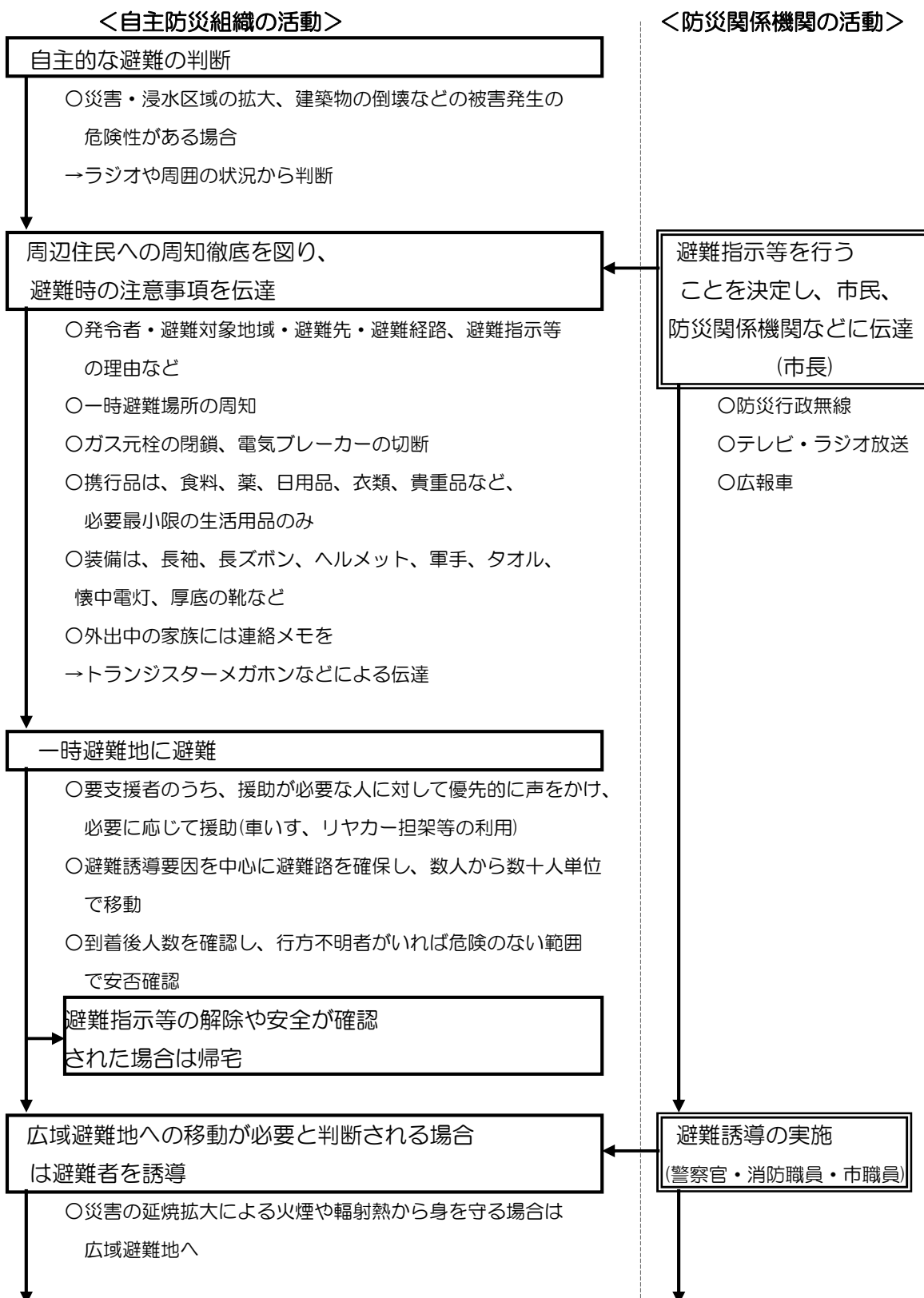
このため、避難誘導の責任者は、公共機関やラジオ放送が発する情報に注意するとともに、次のような点に配慮し、安全な避難誘導を行いましょう。

避難誘導班の活動

- ①公共機関やラジオ放送を通じて得られた避難に関する情報を正確、迅速に把握し、これを組織内の住民に速やかに伝達します。
- ②あらかじめ避難誘導の責任者を決めておき、その人の指示に従って全員がまとまって避難するようにします。
- ③避難誘導の責任者は、情報班の情報などをもとに、予定避難地、避難路の状況を確認し、安全な避難経路を選定する必要があります。
- ④自分たちの地区の住民が誘導員を見間違えないようにするため、避難誘導班員は目印となるものを目立つように携帯します。
- ⑤あらかじめ地域内の要支援者の所在を確認しておき、近隣の人の応援を受けながら、担架輸送などにより、全員が安全に避難できるようにします。

— 避難誘導活動の要領は「資料編」90ページをご参照ください —

避難誘導活動の流れ



- 火災や倒壊等で家を失った場合などは避難所へ
- 火災や風などの気象状況、建物の倒壊の状況等を踏まえ、複数のルートから避難経路を選択
- 避難者がはぐれないよう、自主防災組織旗・提灯、避難誘導棒、ロープ、警笛などを活用
- 高齢者、障害者などの要支援者は中央に
- 到着後、人数が揃っているか確認し、不明者は手分けして捜査

防災関係機関に避難状況を連絡

- 避難所、避難者数など
- 当初は徒歩、自転車など。様子を見て電話、ファックス、災害時優先電話、携帯電話、インターネットなどに

情報のとりまとめ

5) 避難所運営活動

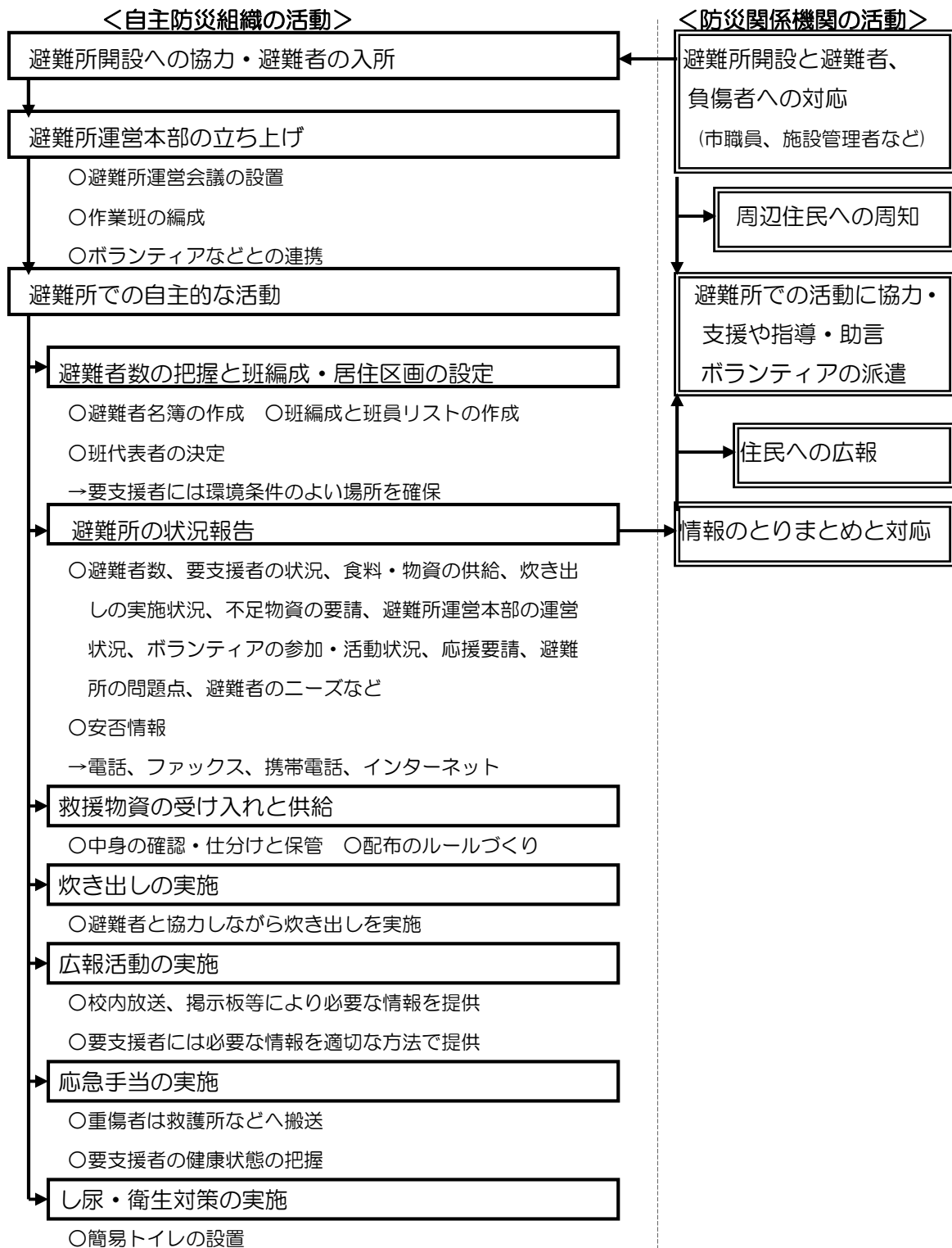
避難所での共同生活は、要支援者だけでなく、健康な人にとっても大きな負担を強いられるものです。避難所が開設されると施設管理者や市の担当職員などを中心に避難所運営本部が設置されますが、自主防災組織からも本部に担当者を派遣することにより、より過ごしやすい避難所運営を行っていく必要があります。

避難所運営班の活動

- ①避難所開設が決まったら、施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げて、避難所の自主的な運営を行います。
- ②食料、物資、水などが公平に行き渡るようにします。
- ③避難者名簿を作成します。
- ④仮設トイレ、ゴミ置場など、衛生面の管理をします。
- ⑤避難所における情報の収集、整理を行い、放送や掲示板によって伝達すると同時に、要支援者にも内容が伝わるよう努めます。
- ⑥高齢者や障害者など、要支援者ほど生活の維持が困難になることから、特にこれらの人を優先してものごとを進めます。
- ⑦避難者にいろいろな係りを分担することにより、共同生活を行っているという認識を持たせます。

- 避難誘導活動の要領は「資料編」92・93および96ページをご参照ください —

避難所運営活動の流れ



○要支援者のための専用トイレ等の設置

○ゴミ置き場、汚物集積場等の設置

6) 給食・給水活動

大きな地震が発生した場合には、停電や断水、ガスの供給が長時間にわたって停止することが予想されます。また、食料や飲料水、生活用水も不足しがちとなります。

これに対処するためには、各家庭で数日間生活できる程度の飲食物などを備蓄するように呼びかけるとともに、自主防災組織として次のような点に注意し、必要な準備をしておかなければなりません。

物資備蓄における注意点

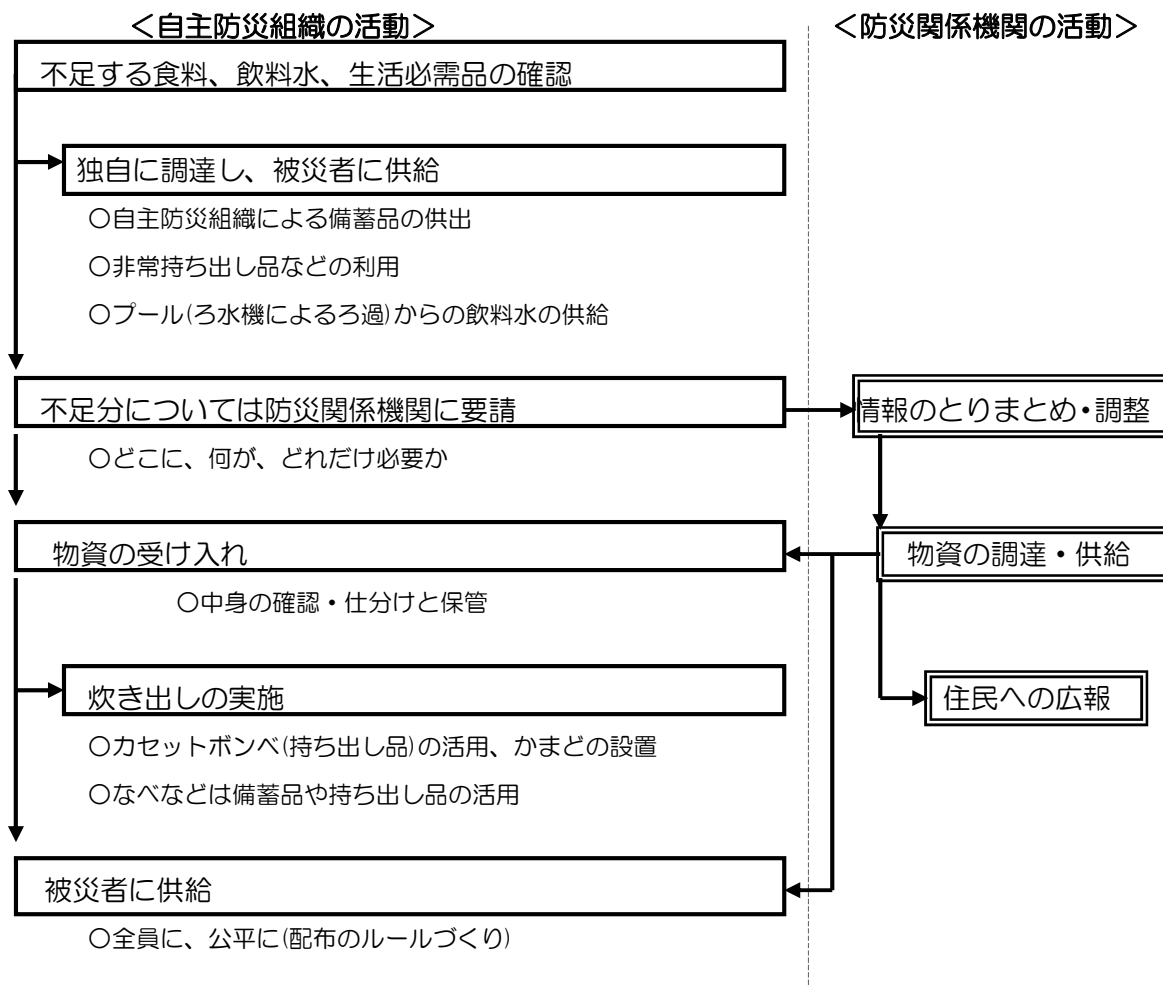
- ①共同備蓄倉庫などを設置し、食料品、ろ水器、食器、釜、鍋、燃料などを備蓄しておきましょう。
- ②地区内にある井戸、水槽、池、プールなどを把握しておき、いざというときに飲料水、生活用水として活用できるようにしておきましょう。
- ③食料品などの救護物資の配給計画をあらかじめ策定しておき、整然と平等に配布できるようにしておきましょう。

給食・給水班の活動

- ①給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行います。
- ②自主防災組織による独自の物資(食品、飲料水、生活必需物資)の調達と被災者への配給を行います。
- ③不足物資を把握し、市や支援団体に供給の要請を行います。
- ④救援物資の受け入れと被災者への配給を行います。
- ⑤炊き出しを実施します。

— 給食・給水活動の要領は「資料編」94・95ページをご参照ください —

給食・給水活動の流れ



7) 要支援者支援活動

「要支援者」とは、お年寄りや乳幼児、障害者、傷病者、外国人など、災害に対して弱い立場にある人たちのことをいいますが、透析患者など外見では判断できない障害を持つ人もおり、その障害の内容や程度についてもかなりの個人差があります。日頃からその要支援者のことを知っている近隣住民などで個々に対応していくとともに、要支援者各人の要望を親身になって聞くことが望まれます。

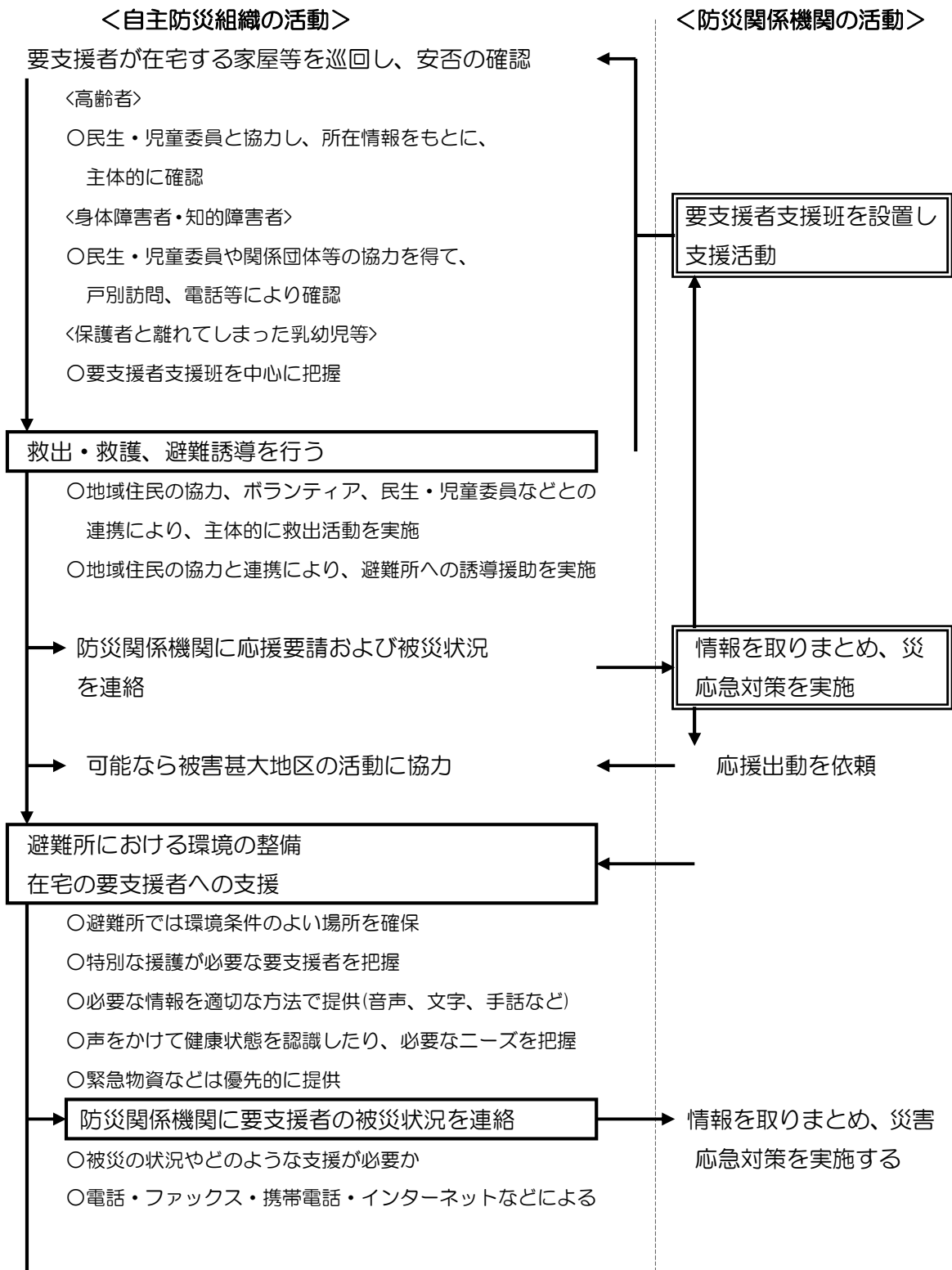
「要支援者は地域で守る」を基本理念に、プライバシーの確保に留意しながら、災害応急対策を推進することが重要です。

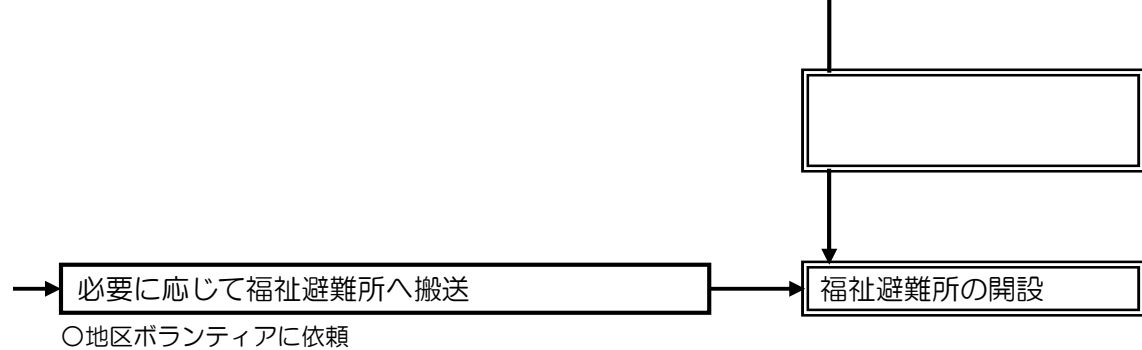
要支援者支援班の活動

要支援者に対する支援は、要支援者支援班や民生・児童委員を中心に、地域住民の理解と協力を得て活動を展開していく必要があります。

- ①災害発生時に要支援者の安否確認や救出・救護、避難誘導を行います。
- ②避難所の要支援者や在宅の要支援者に対して支援活動を行います。
- ③地区内の被災状況を把握し、応援要請や被災状況の連絡を行います。

要支援者支援活動の流れ





泉南市の支援体制（自主防災組織育成に向けて）

地域のイベント活動などを通じて、自主防災組織の育成や個々の住民の防災向上のため、泉南市は3つの柱で支援します。

1）地域の防災活動を支援

- 防災訓練などで市職員や消防職員が支援します。
- 消防団も一緒に活動支援をします。
- 防災コミュニティの学習材料などを貸し出します。

2）防災リーダーの育成

- 地域で30～50世帯に1名くらいを目標として、消火活動や救助活動等の防災リーダーを育成します。
- 防災リーダー育成のための研修会や講習会を開催します。

3）防災資機材の支援

- 新規に自主防災組織を結成した区（自治会）に対し、災害救助工具セット、消火器、救急箱、メガホン、担架、防水シート、ラジオなどの防災資機材購入のための支援をいたします。（※限度額は1団体30万円）

市の支援体制については、詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

泉南市総合政策部危機管理課 TEL. 072-479-3601

阪神・淡路大震災における活動事例

情報班の活動

●兵庫区雪御所地区

- ・地震直後、役員が集まり、ガスの元栓を止めるよう広報（メガホン使用）した。

●北区大池地区

- ・水道管の破裂に伴い給水車の運行予定の通知。
- ・広報車にて災害に関するマイク放送を実施。
- ・消防署・警察署・水道局事務所へ行き災害に関する情報の収集。

消火班の活動

●長田区西代市場火災

- ・戸崎通2丁目の西側のブロックが午後5時頃火に包まれると、戸崎通2丁目自治会長が周辺の市民に呼びかけバケツリレーによる消火活動を開始し、それには200人をこす市民が参加した。40トンの防火貯水槽からバケツで水を汲み出してリレー方式により水を運ぶ方式で延焼を防いだ。
- ・消火活動の過程で、倉庫を破壊して延焼を防ぐ、あるいは倒れかかる家屋を引き起こして延焼を防ぐ、といった破壊消防も展開された。
- ・西代市場の火災現場では、南側および西側でも同様の市民消火活動が組織されており、それぞれ延焼をくい止めている。西側の延焼防止活動では、トタン板を立てかける延焼防止活動が功を奏した。

避難誘導班の活動

●長田区明泉寺地区

- ・近所単位で「安全の声かけ」、高齢者の「安全確認」をし、公園等へ一時避難した。

●長田区野田北部地区

- ・特に事前に依頼等もしていなかったが、近所の人々が自発的に手助けしてくれたため、

患者の避難が円滑に行えた。職員だけでは対応できないため、このようなつながりが重要だと感じた。 ※入院患者90名

救出・救護班の活動

●須磨区一ノ谷2丁目

- ・生埋者がいるとの報告により、町内中にふれを出し、10数人で余震の中4人を助け出し、車の中に寝かして病院を探しに人を出したが、どこもいっばいで断られた。また、一人生埋者がいるとのことで現場に行ったが、とても素人の手におえなかった。ケガ人を病院につれて行くにもブロック塀が倒れて車が通れないので、また人を動員してガレキを片づけて勤労会館海の家へ連れて行った。現在、全員が退院して元気に生活している。

給食・給水班の活動

●長田区久二塚地区

- ・各自治会単位で付近の住民の食料等（弁当など）をまとめて学校へもらいに行き、それぞれ配布した。

●垂水区（本多聞）市在住

- ・トイレを使用できるように、市営住宅各住宅に給水を実施し、高齢者・障害者宅への炊き出しを実施。

